



外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、こうした者のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養親族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養親族になっているケースもありました。そのため、所得税が課税されていない者が調査対象の6割近くになっており、その扶養親族を年齢別で見ても、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数を占めているのが現状です。

その上、さらなる重要な問題として、海外にいる扶養親族については、実態として所得の把握が不十分、または、不可能な状態にも関わらず、認定がなされているという現状です。

こういった現状は、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、担税力を無視した状況を放置することであり、さらには課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へも影響があることから、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

以上のことから、国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、また税負担の公平性を確保する観点から、扶養控除制度の抜本的な見直しを進めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 鳥羽 清